

学習用タブレット端末等利用届

西東京市立田無第一中学校長 宛

私は、西東京市立田無第一中学校から貸与される学習用タブレット等（付属品も含む。以下同じ。）の利用について、「学習用タブレット利用の手引き」に記載された事項を確認した上で、下記事項を遵守し、学習用タブレット等を利用することを届け出ます。

記

- 1 貸与されるタブレット等については、子どもが学習するためのツール（道具）として利用します。友達等、他人に貸したり、借りたりすることはしません。また、学習活動以外で利用することはしません。
- 2 インターネットの利用は、Google Workspace for Education（※Google が提供する各種アプリケーション）、オンライン会議サービス（Google Meet、Zoom、Microsoft Teams）、ドリル教材（e ライブラリアドバンス）、その他学校で指定する学習用クラウドサービス、調べ学習など、子どもの学習にのみ利用します。学習に関係のない有害サイト等へのアクセスや、アプリケーションのインストール、SNS の利用、動画・音声配信等はありません。
- 3 貸与されるタブレット等を利用した学習に伴い、上記 2 の利用の際に、児童（生徒）の氏名、学校名、学年、組、出席番号、学習の記録、学習の写真・動画等、教育活動のために必要な個人情報を利用及び保管して、学習活動等を行うことに同意します。
- 4 新型コロナウイルス感染症への対応等に伴い、学校が必要と判断し、オンライン授業やそれに類する授業（オンライン授業と対面授業の併用等）を実施する際、上記 3 に記載する個人情報を含めて授業（※）を実施し、その様子をオンライン会議サービス内でオンライン配信することに同意します。

※氏名で呼びかける、教室のライブ映像を配信する等

- 5 タブレット等の貸与については、学校備品の貸与を受けているものと認識し、売却、廃棄、故意に破損（汚損を含む。以下同じ。）、装飾等はしません。
- 6 タブレット等の管理については、子どもは年齢等に応じた適切な管理をする注意義務を負い、保護者は、適切に管理する注意義務及び子どもに年齢等に応じた適切な管理をさせる注意義務を負うことを認識して利用します。
- 7 タブレット等を紛失、破損等した場合は、速やかに担任へ届出する義務があることを認識し、所定の届を提出します。また、タブレット等を紛失した際には、その再購入費を、破損等した際には、故意であると認められた場合はその再購入または修理に係る所定の費用を負担しなければならないことを確認しました。

・タブレット紛失 **70,000 円程度**（同等品購入及び端末設定費）、タブレット破損 15,500 円～（※）

・ACアダプタ紛失又は破損 **4,750 円程度**。

※タブレット破損時の金額は破損箇所修理費による。修理費が購入費用を上回る場合は、同等品購入費で対応する。どちらも設定が必要となる場合は、端末設定費を含む。紛失又は破損時に係る費用は、令和7年3月時点のものであるため、市場価格や破損状況等により費用が異なる場合があります。

年 月 日

西東京市立 学校

年 組 番 氏 名 ()

保護者氏名 ()